

お客様各位

2010年4月20日
合成樹脂工業協会
メラミン樹脂化粧板部会



メラミン化粧板の4VOC不使用について

シックハウス問題の高まりによって、シックハウス対策の一環として建築基準法の改正が実施され、「ホルムアルデヒド発散建築材料」が規定されております。一方、4つの揮発性有機化合物(4VOC)(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)に関しては、現在材料としての規制はありません。

しかしながら、関連業界の自主的な取り組みとして、VOC 放散速度基準への適合性について分かり易く表示することを目的に、各業界団体での「基準適合登録制度」や、住宅部品／設備機器・建具・収納に使用される木質建材に関する「住宅部品 VOC 表示ガイドライン」が制定されております。

この様な状況を踏まえて、合成樹脂工業協会 メラミン樹脂化粧板部会としての見解は以下の通りです。

建材、家具材等の表面化粧材として使用されているメラミン化粧板は、4VOC物質を原材料および製造工程において使用しておりません。そのため、安心してご使用いただける製品であります。

なお、メラミン化粧板についてご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

合成樹脂工業協会 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル 6F

電話 03-5298-8003

アイカ工業株式会社 建装材カンパニー営業部 愛知県清須市西堀江 2288

電話 052-400-8009

イビデン建装株式会社 営業本部 岐阜県大垣市青柳町 300

電話 0584-89-0552

住友ベークライト株式会社 テコラ営業部 東京都品川区東品川 2-5-8

電話 03-5462-4170

日本デコラックス株式会社 マーケティング本部 愛知県丹羽郡扶桑町柏森 10

電話 0587-91-3501